

情 個 審 答 申 第 2 号

令和 4 年 10 月 11 日

答 申

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和 4 年 6 月 13 日付け「総総第 437 号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長（以下「市長」という。）が審査請求人に対し令和 3 年 10 月 28 日付け「総人第 1955 号」でした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が市長に対し、寝屋川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、「令和 3 年 10 月 2 日付及び令和 3 年 10 月 3 日付で総務部人事室にメールにて当方が質問したことに対し、総務部人事室が当方に対し回答を拒否した意思決定に係る文書」に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ

ろ、市長が、文書が不存在であることを理由としてその開示を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が行政不服審査法に基づき本件処分の取消しを求めるものである。

2 市長が本件個人情報につき不存在とした理由

令和3年10月2日付及び令和3年10月3日付で総務部人事室（以下「処分庁」という。）にメールにて審査請求人が質問したことに対し、総務部人事室が審査請求人に回答を拒否した意思決定に係る文書は、過去に作成していないので、存在しないため。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

(1) 令和3年10月12日に、審査請求人が処分庁に架電し、令和3年10月2日及び令和3年10月3日に審査請求人から処分庁に送信したメールに対する回答を求めたところ、処分庁職員は、「以前と同様の質問であり、回答する必要は無い。これは人事室の決定事項である。」と述べた。

このことから、人事室（寝屋川市）として処分を意思決定しているので、当然起案し決裁を得ている筈である。

(2) もし、決裁を得ず意思決定しているのであれば、これは処分庁職員の非違行為である。

(3) 処分庁は「不存在通知」という卑劣な処分を行った。これには、開示したくない特段の事情があるのか、規定に反し決裁文書を作成していないことが、考えられる。

(4) 審査請求人が作成したメールも処分庁に一旦到達すればそれも意思決定に用いられた公文書に該当する。

（市長）

(1) 審査請求人は、令和3年10月2日、処分庁に対して、寝屋川市職員の対応について処分庁の見解を求める旨のメールを送信した。

(2) また、審査請求人は、令和3年10月3日、総務部人事室に対して、寝屋

川市職員の対応に不満がある旨のメール（以下(1)の電子メールとあわせて「本件電子メール」という。）を送信した。

- (3) 審査請求人は、令和3年10月12日に、総務部人事室に架電し、本件電子メールについて回答を求めたが、本件電子メールの送信に先立つ令和3年9月23日に審査請求人が処分庁に送信した寝屋川市職員の勤務態度に関する意見を述べる旨のメールに対して、処分庁は、令和3年9月30日に「寝屋川市職員に対する意見は当該職員が所属する所属の上司から注意・指導する」旨のメールを送信して回答を行っており、本件電子メールについても同様の回答としかなり得ないことから、本件電子メールに対する回答は行わない旨の説明（以下「本件説明」という。）を口頭により行った。
- (4) 本件説明を行った職員は、本件説明を行うよりも前の時点において、本件電子メールに対する回答を行わないことについて、総務部人事室の課長に口頭で確認し、了承（以下「本件了承」という。）を得ている。
- (5) 令和3年9月30日に送信した電子メールには「事実確認のうえ、当該職員の上司から本人に対して注意・指導を行います。」と記載しており、これは総務部人事室に市職員の対応に係る苦情等が寄せられた場合に、一般的に想定される対応について説明をしたものに過ぎない。総務部人事室の職員及び課長においては、市職員の対応に係る苦情等への対応に関する説明である本件説明及び本件了承は寝屋川市事務決裁規程（昭和59年寝屋川市訓令第3号。以下「規程」という。）第2条第1項第1号に規定する「決裁」すなわち「市長の権限に属する事務の執行に関し、最終的に意思決定を行うこと」には当たらないとの認識の下に行った。
- (6) 審査請求人は「当方が作成したメールも処分庁に一旦到達すればそれも意思決定に用いられた公文書に該当する」と主張しているが、上記(5)に記載のとおり、処分庁において本件説明及び本件了承に係る「意思決定」は存在しないことから、本件電子メールは本件開示請求に係る公文書には該当しない。

第4 当審査会の判断

本件個人情報、本件説明を行うことについての意思決定に係る公文書又は本件了承に係る公文書に記載された個人情報であると解されるところ、処

分庁は、本件説明やそれに係る本件了承について、市長としての最終的な意思決定が必要なものには当たらないとの認識の下に公文書を作成していないと説明している。

そこで、当審査会は、処分庁に、市民等からの市職員に関するクレームへの対応を確認したところ、『事実確認のうえ、当該職員の上司から本人に対して注意・指導を行う』旨の説明を行うことは、市民等からの市職員に関するクレームに対する一般的に想定される説明であることから、当該説明を行うにあたって、市長としての最終的な意思決定が必要なものには当たらないとの認識である」との処分庁の説明に不合理な点があるとは認められない。

本件処分に先立ち、令和３年９月２３日に審査請求人が処分庁に対して送信した寝屋川市職員の勤務態度に関する意見を述べる旨のメールに対して、処分庁は、令和３年９月３０日に「寝屋川市職員に対する意見は当該職員が所属する所属の上司から注意・指導する」旨の回答をしており、令和３年１０月２日及び令和３年１０月３日に審査請求人が処分庁に対して送信した寝屋川市職員の対応について述べたメールに対して、令和３年９月３０日と同様の回答にしかなり得ず、口頭で本件了承を得て本件説明を行ったため、意思決定に係る公文書を作成しておらず、本件個人情報存在しないという処分庁の説明に特段不合理な点は認められず、本件個人情報存在することを推認させる特段の事情も認められない。

また、審査請求人は「当方が作成したメールも処分庁に一旦到達すればそれも意思決定に用いられた公文書に該当する」と主張しているが、上記のとおり、本件説明及び本件了承について本件個人情報存在しないと認められるため、本件電子メールは本件開示請求に係る公文書に該当しないものと認められる。

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当があるとはできない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

よって当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。

なお、当審査会は事案に鑑み以下のとおり附言する。

寝屋川市文書取扱規則(平成 15 年寝屋川市規則第 23 号)第 2 条において、文書取扱いの原則として「事務の処理は、別に定めるものを除き、文書によって行うものとする」と規定されている。これは、事務の処理を文書によって行うことにより、寝屋川市における事務の適正かつ能率的な遂行及び寝屋川市における公文書の公開等の制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

更に、寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号）第 1 条において、「この条例は、公文書の開示に関し必要な事項を定め、市民の市政に関して知る権利を保障することにより、市民の市政への参加を図り、併せて、行政の説明責任を全うすることにより、市民と市政との信頼関係を強化し、市政の公正で効率的な執行を確保するとともに、市民生活の利便を増進し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする」と規定されている。

これらの趣旨を鑑みると、市民等への対応においては、後から確認・検証等ができるよう、当該対応に係る事務処理について、でき得る限り文書として記録して保有し、行政の説明責任を全うすることに留意されたい。